

7 長LPガス第1号
令和7年4月16日

関係各位

一般社団法人長野県LPガス協会
会長 宮川 浩

長野県LPガス価格高騰対策事業（第3弾）について

既に報道等でご案内の通り、長野県LPガス価格高騰対策事業第3弾については、長野県令和6年度1月補正予算に盛り込まれ、第2弾と同様、（一社）長野県LPガス協会が補助事業者として実施することとなりましたのでお知らせいたします。

つきましては、前回同様、会員事業者をはじめ関係各位のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

1. 第3弾実施内容

- ① 令和7年5月もしくは6月のLPガス請求分から最大1,000円(税抜き)の値引きを実施する
- ② 値引き対象は県内でLPガスを利用する一般消費者等で、令和6年8月1日から同年10月31日まで及び令和7年1月1日から同年3月31日までの間の請求額が1,000円（税抜き）以上であること（工業用及び質量販売先の消費者は値引き対象外）
- ③ LPガス販売事業者に対して支払う事務手数料
 - ・1販売店あたり値引きした一般消費者等の数×100円（ただし上限は20万円とする）
 - ・複数販売店をもつ販売事業者においては、1販売事業者あたり上限を100万円とする

2. 留意事項

- ① 交付申請は、第3弾交付申請書、並びに交付申請書登録内容確認書によりおこなう。関係書類は順次、事務局より郵送により送付する予定。
- ② 概算払い請求は実施しない。
- ③ 値引き方法は、原則1回とするが、令和7年5月、6月の2回で値引きも可とする。
- ④ 交付申請の単位は、販売事業者とする。ただし、複数販売店をもつ販売事業者においては、実績報告（値引きを行なった消費者一覧）の明細は販売店単位とする。

- ⑤ 第3弾の説明会については、第2弾の状況に鑑み実施しない。
- ⑥ 事務局への書類提出は、メール利用を原則とする。メール環境がない事業者については、郵送での提出とする。

3. 手続きの流れ（販売事業者事務フロー）及び概算スケジュール

- ① 「交付申請書登録内容確認書」による内容確認並びに第3弾交付申請書の提出

⇒令和7年4月21日（月）～令和7年5月31日（土）

- ② 実績報告書兼精算払請求書の提出

⇒事業完了から起算して30日以内または令和7年7月18日のいずれか早い日

- ③ 値引き実績根拠書類の提出

⇒事務局より提出依頼後

- ④ 支援金確定通知・支援金の受領

⇒審査完了後

以上